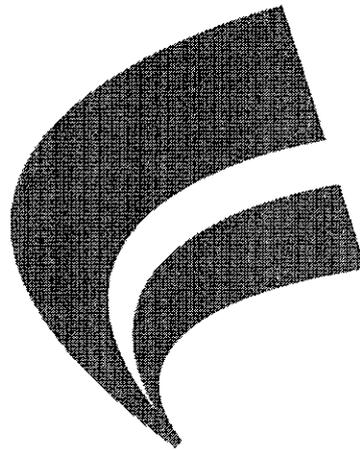


令和3年度 教育委員会

(第1回定例会)

開催日 令和3年4月7日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和3年度4月定例教育委員会会議日程

日 時 令和3年4月7日(水)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(4月議事録：飯田委員、芦澤委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
議案第1号
笛吹市教育委員会学校教職員私用自動車の公務使用要領の一部を改正
する要領について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和3年5月12日(水)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第1号（4月）

笛吹市教育委員会学校教職員私用
自動車の公務使用要領の一部を改
正する要領について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 16 年 笛吹市教育委員会訓令第 3 号) 笛吹市教育委員会学校教職員私用自動車の公務使用要領の一部を改正する要領</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>私用自動車を公務で使用するための承認基準を見直すため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>運転経験が浅い職員が増えていること等を踏まえ、公務に支障が出ないよう、次のとおり実情に合わせた形に改正する。</p> <p>【使用禁止から使用承認に変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校行事の事前踏査をする場合 ・ 運転経験が1年以下である場合 ・ 走行距離が長距離にわたる場合 <p>【使用承認から使用禁止に変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒を引率する場合
<p>経過</p>	<p>山梨県教職員旅費支給規程に規定されている私用自動車を公務使用として承認するための基準として本要領を制定したが、制定から 16 年が経過し承認基準が現在の状況にそぐわないため、公務使用の承認基準の見直しを行う必要があり、一部改正を行うこととなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>山梨県教職員旅費支給規程(昭和 36 年山梨県教育委員会訓令甲第 9 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	<p></p>

笛吹市教育委員会訓令第1号

笛吹市教育委員会学校教職員私用自動車の公務使用要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和3年3月31日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育委員会学校教職員私用自動車の公務使用要領の一部を
改正する要領

笛吹市教育委員会学校教職員私用自動車の公務使用要領(平成16年笛吹市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項ただし書中「訓令」を「要領」に改める。

第3条第1項第4号カを次のように改める。

カ 学校行事の事前踏査

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「場合。」を「場合」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第4条第3項中「第2項」を「前項」に改め、同条第5項中「第3条の第1項」を「前条第1項」に改める。

附則中「訓令」を「要領」に改める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

笛吹市教育委員会学校教職員私用自動車の公務使用要領(平成16年笛吹市教育委員会訓令第3号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、笛吹市立小中学校に所属する教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に定める給与及び旅費が県費負担の教職員。以下「職員」という。)が私用自動車(原動機付自転車を含む。以下「私用自動車」という。)を公務に使用することに関し、必要な事項を定め、もって公務能率の増進を図るとともに、交通事故を未然に防止することを目的とする。</p> <p>(私用自動車の公務使用承認)</p> <p>第2条 私用自動車は、原則として公務に使用してはならないものとする。ただし、校長は、この要領に定める承認基準に該当する場合にはあらかじめ登録した私用自動車を公務に使用することを認めることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公務使用の承認基準)</p> <p>第3条 私用自動車を公務に使用することができる用務は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる用務で通常の交通機関を使用しては公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、笛吹市立小中学校に所属する教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に定める給与及び旅費が県費負担の教職員。以下「職員」という。)が私用自動車(原動機付自転車を含む。以下「私用自動車」という。)を公務に使用することに関し、必要な事項を定め、もって公務能率の増進を図るとともに、交通事故を未然に防止することを目的とする。</p> <p>(私用自動車の公務使用承認)</p> <p>第2条 私用自動車は、原則として公務に使用してはならないものとする。ただし、校長は、この訓令に定める承認基準に該当する場合にはあらかじめ登録した私用自動車を公務に使用することを認めることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公務使用の承認基準)</p> <p>第3条 私用自動車を公務に使用することができる用務は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる用務で通常の交通機関を使用しては公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合</p>

ア 他校と兼務	ア 他校と兼務
イ 在宅児童、生徒に対する訪問教育指導	イ 在宅児童、生徒に対する訪問教育指導
ウ 家庭訪問、生徒指導	ウ 家庭訪問、生徒指導
エ 児童、生徒の負傷、疾病等に伴う緊急業務	エ 児童、生徒の負傷、疾病等に伴う緊急業務
オ 児童、生徒に対する緊急の補導業務	オ 児童、生徒に対する緊急の補導業務
カ 学校行事の事前踏査	カ 児童、生徒を引率する場合
キ 授業等の内勤業務と出張業務との両者を効率的に行うため私用自動車を使用させると認められる場合	キ 授業等の内勤業務と出張業務との両者を効率的に行うため私用自動車を使用させると認められる場合
ク その他上記項目に類似する業務	ク その他上記項目に類似する業務
2 校長は、前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、私用自動車を使用することを承認できないものとする。	2 校長は、前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、私用自動車を使用することを承認できないものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) <u>職員の私用自動車の運転経験が、1年以下である場合</u>
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(4) 私用自動車について対人無制限の任意保険契約を締結していない場合	(5) 私用自動車について対人無制限の任意保険契約を締結していない場合。ただし、乗車定員7人以上の私用自動車で児童、生徒を引率する場合にあっては、 <u>塔乗者1,000万円以上の任意保険契約を締結していない場合とする。</u>
(5) (略)	(6) (略)

<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(承認手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>前項</u>の申請書兼登録簿の提出があったときは、その記載内容を確認の上、適当と認めるときは、登録(決裁)するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 校長は、<u>前条第1項</u>に規定する私有自動車の公務使用承認基準に該当し、かつ、第3条の第2項に規定する承認できない項目に該当しないと認められる場合には、私有自動車の公務使用を承認するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この<u>要領</u>は、平成16年10月12日から施行する。</p>	<p>(7) <u>走行距離が長距離にわたる場合</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(承認手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>第2項</u>の申請書兼登録簿の提出があったときは、その記載内容を確認の上、適当と認めるときは、登録(決裁)するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 校長は、<u>第3条の第1項</u>に規定する私有自動車の公務使用承認基準に該当し、かつ、第3条の第2項に規定する承認できない項目に該当しないと認められる場合には、私有自動車の公務使用を承認するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この<u>訓令</u>は、平成16年10月12日から施行する。</p>
---	---